

LS 後期転入

受験番号

2010 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

Xは、日本国籍を有する父AとP国の国籍を有する母Bとの間に生まれた子である。Bは、在留期間の更新許可を受けることなく日本に在留していた1997年に、Aとの間の子であるXを出生した。Xの親権者であるBは、2003年2月に、Xが出生後にAから認知されたことを理由として、Xが当時の旧国籍法（以下、「国籍法」という。）3条の準正要件を満たさないにもかかわらず（【参考資料1】）、法務大臣あてにXの国籍取得届を提出した（以下、「本件届出」という。）。すると同月中に、Xは、Q県内にある地方法務局より、本件届出は国籍取得の条件を備えているものとは認められないとする通知を受けた。Xおよびその両親であるAとBは、Xの日本国籍取得を強く望んでおり、Xが日本国籍を有することの確認の訴えを提起するにあたって、国籍法の規定の違憲性を主張しようと考えている。

もし、あなたがXの訴訟代理人であったならば、どのように国籍法の違憲性の主張を行うか。法務大臣側の主張を想定しつつ、あなたの考えを述べなさい。

【参考資料1】旧国籍法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。

（出生による国籍の取得）

第2条 子は、次の場合には、日本国民とする。

- 一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。
- 二 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であつたとき。
- 三 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき。

（準正による国籍の取得）

第3条 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出の時に日本の国籍を取得する。

（帰化）

第4条 日本国民でない者（以下「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第5条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

- 一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
- 二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。
- 三 素行が善良であること。
- 四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。
- 五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別な事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第8条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であつたもの
- 三 日本の国籍を失つた者（日本に帰化した後日本の国籍を失つた者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

専門論文試験 民法

(事例)

- 1 Aは、平成5年4月1日、その所有する本件土地を、Bに対し、建物所有目的、期間30年、賃料年額24万円、敷金240万円との約定で賃貸した。Bは、契約当日、Aに対し、敷金240万円を交付した。
- 2 Bは、平成5年10月1日、本件土地上に居宅を新築し、B名義で所有権保存登記をした。
- 3 Aは、平成15年8月1日、本件土地をCに代金1000万円で売却し、C名義の所有権移転登記がされた。AC間では、賃貸人の地位の移転につき特別の合意がされなかった。また、この時点で滞納賃料が24万円となっていたが、その処理についてもAC間では特別の合意がされなかった。
- 4 CとBは、平成20年6月30日、本件土地の賃貸借契約を合意解約し、Bは、同日、本件建物を取り壊して本件土地をCに明け渡した。Cが本件土地を買い受けた後、新たな滞納賃料等は発生しなかった。
- 5 Cは、平成20年9月1日、本件土地をDに代金1500万円で売却し、D名義の所有権移転登記がされた。

(設問1)

賃料の支払時期につきAB間で特別の合意が明示的にも黙示的にもされなかった場合、BがAに対して最初に賃料を支払うのはいつで、その金額はいくらか。

(設問2)

仮に、AB間の賃貸借契約で賃料月額2万円、毎月25日限り翌月分払との約定がされていたとき、Cは、平成15年8月25日の時点で、Bに対し、同年9月分の本件土地の賃料を請求することができるか。

(設問3)

平成20年10月1日の時点で、Bは、だれに対し、いくら敷金返還を請求できるか。

専門論文試験 刑法

【問題】

以下の事例に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

X大学空手部主将である甲と、同空手部部員の乙は、部活を終えた後、駅の地下街にある居酒屋に立ち寄り、飲食した。その際、両者とも金銭を持ち合わせていなかったが、各々、他方が代金を支払ってくれるだろうと思い込んでいた。飲食を済ませた後、いずれも金銭を所持していないことを知った甲と乙は、相談のうえ、トイレに行つて来るといって店の外に出て、そのまま逃走することにした。まず、甲が店員Aに「トイレはどこですか」と尋ね、「外に出て左手奥になります」といわれてから店外に出て、そのまま逃走した。その後、乙も同様の手口で店外に出ようとしたが、店の出口付近で、乙がつい先ほど同じようにトイレに立った甲の連れであることに気づいたAに怪しまれ、「お客様、お勘定を済ませていただいてからでよろしいでしょうか」と声をかけられた。乙はこれに驚いてそのまま一目散に走り出し、甲と落ち合う予定であった場所に向かったところ、Aもこれを必死に追いかけた。先にその場に着いて乙を待っていた甲は、乙がAに追いかけてくるのを見て、乙がへまをやったのかと怒りがこみ上げてきた。そこで、甲は乙に対し「馬鹿野郎、さっさと片付けろ」と怒鳴りつけた。これを聞いた乙は、とっさにAの顔面付近に回し蹴りをし、Aを路上に転倒させ、このすきに甲と共に逃走を果たした。なお、Aは、加療約50日を要する頭部挫傷等の傷害を負ったが、命に別状はなかった。